前号に掲げる取引の額を控除した価額に限る。）の範囲内で指標連動等有価証券の売付けを行う取引（第三号に掲げる取引を除く。）

三十三　取引所金融商品市場における投資信託受益証券等の価格を当該投資信託受益証券等（第十二号へに掲げる有価証券にあっては同号への受託有価証券、同号トに掲げる有価証券にあっては同号トの表示する権利に係る有価証券）に係る指標等に平準化するための当該投資信託受益証券等の売付けを行う取引

［三十四～三十六　略］

2　［略］

3　令第二十六条の二の二第七項において準用する同条第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引（第七号から第十号までに掲げる取引については、当該取引として空売りを行うことが当該空売りを受託した法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の顧客及び私設取引システムにおいてする当該空売りの委託の取次ぎの申込みを受けた者において確認が行われているものに限る。）とする。

［一～七　略］

八　私設取引システムにおける投資信託受益証券等の価格を当該投資信託受益証券等（第一項第十二号へに掲げる有価証券にあっては同号への受託有価証券、同号トに掲げる有価証券にあっては同号トの表示する権利に係る有価証券）に係る指標等に平準化するための当該投資信託受益証券等の売付けを行う取引

［九・十　略］

（空売りに係る有価証券の借入れの決済の制限の適用除外）

第十五条の七　令第二十六条の六第二項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一　［略］

二　次に掲げる有価証券につき空売りを行う取引

［イ～ヌ　略］

ル　法第二条第一項第十号に掲げる投資信託の受益証券（ハに掲げる有価証券を除く。）

三　［略］

第十五条の八　令第二十六条の六第三項において準用する同条第二項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一　前条第二号イからルまでに掲げる有価証券につき空売りを行う取引

二　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

前号に掲げる取引の額を控除した価額に限る。）の範囲内で指標連動有価証券の売付けを行う取引（第三号に掲げる取引を除く。）

三十三　取引所金融商品市場における投資信託受益証券等の価格を当該投資信託受益証券等（第十二号へに掲げる有価証券にあっては同号への受託有価証券、同号トに掲げる有価証券にあっては同号トの表示する権利に係る有価証券）に係る指標に平準化するための当該投資信託受益証券等の売付けを行う取引

［三十四～三十六　同上］

2　［同上］

3　［同上］

［一～七　同上］

八　私設取引システムにおける投資信託受益証券等の価格を当該投資信託受益証券等（第一項第十二号へに掲げる有価証券にあっては同号への受託有価証券、同号トに掲げる有価証券にあっては同号トの表示する権利に係る有価証券）に係る指標に平準化するための当該投資信託受益証券等の売付けを行う取引

［九・十　同上］

（空売りに係る有価証券の借入れの決済の制限の適用除外）

第十五条の七　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

［イ～ヌ　同上］

［号の細分を加える。］

三　［同上］

第十五条の八　［同上］

一　前条第二号イからヌまでに掲げる有価証券につき空売りを行う取引

二　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）	（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）
第百二十三条　法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。	**第百二十三条**　［同上］
［一～二十五　略］	［一～二十五　同上］
二十六　金融商品取引所に上場されている有価証券又は店頭売買有価証券（取引等規制府令第十五条の七第二号イからルまでに掲げる有価証券を除く。）と同一の銘柄の有価証券の募集又は売出し（当該有価証券の発行価格又は売出価格の決定前にこれらをする場合に限り、取引等規制府令第十五条の五に定める期間がない場合を除く。）の取扱いを行う場合において、顧客に当該有価証券を取得させようとするときに、あらかじめ、当該顧客に対し書面又は電磁的方法により次に掲げる事項を適切に通知していないと認められる状況	二十六　金融商品取引所に上場されている有価証券又は店頭売買有価証券（取引等規制府令第十五条の七第二号イからヌまでに掲げる有価証券を除く。）と同一の銘柄の有価証券の募集又は売出し（当該有価証券の発行価格又は売出価格の決定前にこれらをする場合に限り、取引等規制府令第十五条の五に定める期間がない場合を除く。）の取扱いを行う場合において、顧客に当該有価証券を取得させようとするときに、あらかじめ、当該顧客に対し書面又は電磁的方法により次に掲げる事項を適切に通知していないと認められる状況
［イ・ロ　略］	［イ・ロ　同上］
［二十七～三十六　略］	［二十七～三十六　同上］
［2～16　略］	［2～16　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、令和五年九月七日から施行する。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

2　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。